

○長崎県市町村職員共済組合会議規則

〔 昭和37年12月12日 〕
規 則 第 1 号

(出席並びに欠席)

第1条 議員は、招集公告に指定された期日に集合しなければならない。

2 議員は、病気その他やむを得ない理由により組合会に出席することができないときは、予め議長にその旨を届けなければならない。

(開会宣言)

第2条 議員は、組合会が成立したときは、その旨を述べ、かつ開会を宣告する。

(議席の決定)

第3条 議員の議席は、総選挙後会期の初めにくじで定める。

2 補欠議員の議席は、前任者の議席とする。

(会議不継続)

第4条 会期中に決議に至らなかった事件は、後会に継続しない。

(閉会宣言)

第5条 議長は、組合会を閉じようとするときは、組合会にはかつて閉会を宣言する。

(選挙)

第6条 組合会の行う選挙は、投票による。ただし、出席議員の全員に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる。

2 前項の投票は、議長の定める投票用紙を用い、単記無記名とし、定数第21条の規定による場合を除き1人1票とする。

3 選挙を投票により行った場合においては、得票数の最も多い者を当選人とする。得票数同数であるときは、議長がくじで定める。

4 投票の点検及び得票数の計算は、議長の指名した2人の議員の立会いのもとに行う。

(議場の秩序維持)

第7条 組合会の会議中、会議規則に違反しその他議場の秩序をみだす議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終わるまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

(傍聴人の取締り)

第8条 傍聴人が公然と可否を表明し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(補則)

第9条 この規則に定めるものを除くほか、組合会の会議に関し必要な事項は、組合会において定める。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、昭和37年12月11日から適用する。